

八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金について

住宅におけるエネルギー自立化を図ることを目的として、住宅用太陽光発電システムと蓄電設備を同時に設置するものに対して、設置に要する経費（補助対象経費）の一部を補助しています。

補助対象事業の詳細は以下の＜補助対象事業対比表＞をご確認ください。なお、補助対象事業に係る工事契約から補助金交付までのスケジュールを＜FIT売電不可事業、給湯・コージェネ事業のスケジュール＞に記載していますのでご覧ください。

＜補助対象事業対比表＞

		自家消費型住宅用太陽光・蓄電設備設置事業		給湯・コージェネ事業		
		FIT売電可事業	FIT売電不可事業	高効率給湯機器	コージェネレーションシステム	
FIT制度（固定価格買取制度） ※再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。		利用可	利用不可	-	-	
申請要件		電力受給開始日から6カ月以内のものであること	着手日（契約日と工事開始日の早い方）と完了日（工事完了日と支払日の遅い方）が申請期間内に行われたものであること	①住宅用太陽光・蓄電設備設置事業と同時に対象設備を導入するものであること ②着手日と完了日が申請期間内に行われたものであること ※FIT売電可事業と併用する場合、FIT売電可の申請要件は②に合わせてください。		
申請期間		4月1日から翌年1月31日（休日の場合は直前の平日）	府の交付決定日（概ね4月下旬）から翌年1月31日（休日の場合は直前の平日）	府の交付決定日（概ね4月下旬）から翌年1月31日（休日の場合は直前の平日） ※住宅用太陽光・蓄電設備設置事業と併せて申請してください。		
補助金額	太陽光	太陽光と蓄電池の補助金の合計額（最大18万円）	太陽光と蓄電池の補助金の合計額（最大31万円）	補助対象経費の1/2（最大30万円）	補助対象経費の1/2（最大80万円）	
		k W×1万円（最大4万円）	k W×2万円（最大8万円）			
	※太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の低い数値を使用し、小数点以下を切り捨てる					
	蓄電池	k W h ×1万5千円+5万円（最大14万円）	k W h ×3万円+5万円（最大23万円）			
		※蓄電容量を使用し、小数点第2位以下を切り捨てる				
設備要件		<p><共通></p> <p>①中古設備でないこと ②PPAまたはリースにより導入される設備でないこと ③各種法令等に準拠した設備であること ④商用化され、導入実績があるものであること</p> <p><太陽光></p> <p>①太陽光を利用して発電を行う設備で、当該住宅の電気系統と連携しており、太陽電池出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう）が2kW以上のものであること</p> <p><蓄電池></p> <p>①太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること</p>	<p><共通></p> <p>①中古設備でないこと ②PPAまたはリースにより導入される設備でないこと ③各種法令等に準拠した設備であること ④商用化され、導入実績があるものであること ⑤法定耐用年数を経過するまでの間、対象設備により取得した温室効果ガス排出量削減効果について、Jクレジット制度への登録を行わないこと ⑥ほかの国庫補助金を受けていないこと ※直接の申請先が国でない場合でも、国費が充当された補助金の交付を受けている場合は併用ができません ⑦地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2で定める要件をすべて満たしていること</p> <p><太陽光></p> <p>①太陽光を利用して発電を行う設備で、当該住宅の電気系統と連携しており、太陽電池出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう）が2kW以上のものであること ②発電した電気の自家消費率が30%以上であること ③FITまたはFITPの認定を取得しないこと ④自己託送を行わないこと ⑤再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること ⑥建材一体型太陽光発電設備及びソーラーカーポートによる導入でないこと</p> <p><蓄電池></p> <p>①太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること ②蓄電設備の価格が、蓄電容量1kWhあたり工事費込みで税抜12万5千円以下となるよう努めること ③蓄電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること（システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること） ④性能表示基準：「蓄電容量」「初期実効容量」「定格出力」「出力可能時間」「保有期間」「廃棄方法」「アフターサービス」等の記載が、製品カタログ、仕様書等で確認できること ⑤蓄電池部初期実効容量が1.0kWh以上であること（食実効容量は、JIS規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する） ⑥蓄電池部安全基準がJIS C8715-2又はIEC62619の規格を満足すること ⑦蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）がJIS C412適用の猶予期間中は、JIS C412-1若しくはJIS C412-2の規格も可とする（JIS C412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表人」に準拠すること） ⑧震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること（第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること） ⑨サイクル試験による性能の保証期間が10年以上であること ⑩メーカー保証（無償）の保証期間が10年以上であること</p>	<p>①従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られること ②中古設備でないこと ③リースにより導入される設備でないこと ④各種法令等に準拠した設備であること ⑤商用化され、導入実績があるものであること ⑥ほかの国庫補助金を受けていないこと</p>	<p>①都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電供給型動力発生装置または燃料電池であること ②中古設備でないこと ③リースにより導入される設備でないこと ④各種法令等に準拠した設備であること ⑤商用化され、導入実績があるものであること ⑥ほかの国庫補助金を受けていないこと</p>	